

緊急事態措置協力支援金(飲食店等)申請について

この協力支援金は、**次の対象施設を管理する事業者が対象**です。

対象地域	石狩管内（札幌市を含む）、小樽市及び旭川市 以外の地域	
対象施設	飲食店、カラオケ店、結婚式場（※1）（※2）	
要請内容	1	【営業時間を短縮】 営業時間は5時から20時まで（特措法第24条第9項）
	2	【酒類提供時間を短縮】 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで（特措法第24条第9項）
	3	「業種別ガイドライン(※3)」を遵守する（特措法第24条第9項）
要請期間	令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）（※4） ※遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です	
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業者 1店舗1日当たりの売上高(※5)に応じて、1店舗毎に2.5～7.5万円/日 または、1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日 ●大企業 1店舗1日当たりの売上高(※5)の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日 	

※1 飲食店及び結婚式場については、要請期間の前日（5月15日）時点で、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設が対象です。

※2 従来から午後8時までに閉店している施設は、本支援金の対象外となります。

※3 業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。

【URL】 <https://corona.go.jp/prevention/>

※4 協力開始が5月16日（日）よりも遅れた場合は、ご協力いただいた日数に応じた支援金額となります（例えば、5月17日（月）からご協力いただいた場合は、1日分減額となります）。 **なお、5月19日（水）以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。**

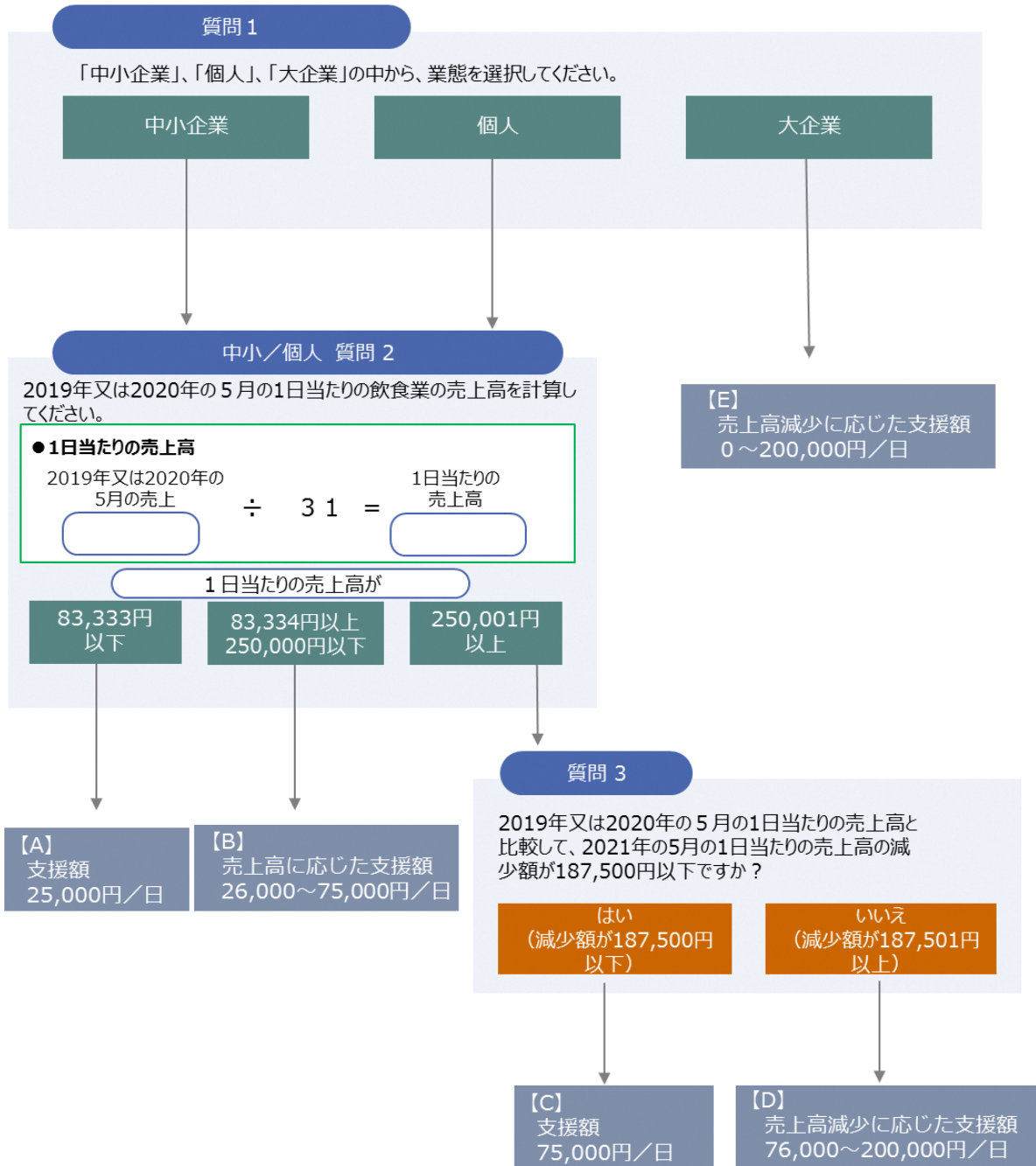
※5 店舗ごとの1日当たりの支援金額については、**次ページ(P2)の方法で算出**します。

注 意	<p>管理している施設（店舗）が、次の市町村（措置区域以外）にも所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市 <p>※お問い合わせ先 011-350-7377 北海道感染防止対策協力支援金コールセンター 【8:45～17:30 6月は土日も開設】</p>
-----	---

支援金額（1店舗1日当たり）の算出方法について

【支援金額の計算手順フロー】

※申請に当たっては、申請書に沿って計算してください。



【企業規模の定義】 中小企業基本法に基づき以下のとおりとなります。

●中小企業

＜飲食業＞

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が50人以下の会社・個人

＜カラオケなどのサービス業＞

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円以下の会社又は「常時使用する従業員の数」が100人以下の会社・個人

●大企業

＜飲食業＞

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を超える会社

＜カラオケなどのサービス業＞

「資本金の額又は出資の総額」が5,000万円を超え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人以上の会社

【協力支援金に関するお問い合わせ】

【問い合わせ先】 011-350-7377 北海道感染防止対策協力支援金コールセンター
受付時間 平日 8時45分から17時30分まで（6月は土日も開設）
URL <https://hokkaido-shienkin.jp>（準備中）

北海道への申請概要

【受付期間】

令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】

【注意】札幌市内に対象となる施設（店舗）を管理している場合の札幌市への申請期限は6月30日（水）までとなっています。

【申請書類の郵送先】

※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

〒063-8691 ※住所の記載は不要です

札幌西郵便局 郵便私書箱第28号

緊急事態措置協力支援金（飲食店等）係

※ 申請書類等は、道庁本庁舎1階道政広報コーナー、各(総合)振興局及び各市町村で入手できるほか、以下よりダウンロードすることが可能です。

北海道のホームページ

(URL) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm>

※ 現在、電子申請の準備をしておりますので、詳細が決まり次第、お知らせします。

URL <https://hokkaido-shienkin.jp>（準備中 6月中旬以降予定）

北海道への申請について

I 協力支援金の概要

【支給の考え方】

措置区域（石狩管内（札幌市を含む）、小樽市及び旭川市以外の区域。以下同じ）の対象施設のうち、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設（店舗）を管理する事業者を対象に、支援金を支給いたします。

※ 酒類提供の有無にかかわらず、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象です。

II 申請要件

次の全ての要件を満たす者であること。

1 措置区域内において対象施設を管理する法人又は個人事業者

※ 措置区域内の対象施設を管理する事業者の本社が、措置区域外にある事業者も支給対象となります。

※ 措置区域内で複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。この場合、各施設の支給金額を合計した金額を支給いたします。

2 要請期間開始前日（令和3年5月15日(土)）の時点で、営業に必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理する事業者

※ 1つの施設を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

【要請期間】

令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日間）

※遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です。

3 要請期間の全てにおいて、下記(1)から(3)の全ての感染症防止対策に取り組んだ対象施設を管理する事業者

(1) 営業時間は5時から20時まで（特措法第24条第9項）

(2) 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで（特措法第24条第9項）

(3) 業種別ガイドラインを遵守する（特措法第24条第9項）

※飲食の場における感染の伝播を防止するため、アクリル板等の設置又は十分な座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の呼びかけ、換気の徹底のほか、対象施設の業種、業態に応じ適切なガイドラインを遵守してください。

【参考情報】

* 業種別ガイドライン

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】

(URL) <https://corona.go.jp/prevention/>

* 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】

(URL) <http://zensyaren.net/>

* オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】

(URL) <http://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>

* カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】

(URL) <https://www.kua.or.jp/>

* 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン

【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】

(URL) <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

* 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

【公益社団法人日本ブライダル文化振興協会のページ】

(URL) <https://www.bia.or.jp/guidelines/>

4 要請期間に関し、国の「月次支援金」、道の「大規模施設等協力支援金」を重複して受給していないこと。

5 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

(1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である場合

- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 北海道のホームページ

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm>

※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。

- (2) 道庁本庁舎1階道政広報コーナー、各（総合）振興局及び各市町村

2 申請書類の提出

「申請書類について（P7～）」に記載の申請書類を提出してください。

※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※ 申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。

※ 提出いただいた書類の返却はいたしません。

管理している施設（店舗）が、次の市町村（措置区域以外）にも所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。

◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、
新篠津村、小樽市、旭川市

※札幌市は令和3年6月30日（水）、その他の市町村は令和3年8月31日（火）が申請期限となっています。

3 申請受付方法及び申請受付期間

- (1) 郵送による申請

令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで

【郵送先】 ※住所は記載不要です

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第28号

緊急事態措置協力支援金（飲食店等）係

※ 令和3年8月31日（火）の消印有効です。

※ 郵便物の到着に係る確認のお問い合わせには対応できませんので、簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。

※ 写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）や施設名（店舗名）を余白や裏面に記載してください。

※ 封筒には、切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。

※ 感染症の拡大防止のため、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

(2) 電子申請

電子申請は現在準備中ですので、詳細が決まり次第お知らせします。

URL <https://hokkaido-shienkin.jp>（準備中 6月中旬以降予定）

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただく場合があります。その際、期日までに必要書類の提出がない場合等には、申請を取り下げたものとみなされる場合がありますので、ご注意願います。

また、申請書に記載いただいた支援金額等の修正が必要な場合、電話等により、修正後の金額等についてご説明させていただくことがあります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

IV その他

1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、道は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には支援金を返還していただきます。

2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・市町村・保健所等）に提供する場合があります。

3 誓約書（様式2）に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

1 申請書（様式1）

支給金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を除く）**を記載いただきます。

振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

2 誓約書（様式2）

本支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。

3 売上高 及び 営業実態が確認できるもの

○【法人・個人事業者共通】

1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の5月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う全ての施設分）及び直近の確定申告書「別表一」（個人にあっては、「第一表」）の写し（收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付）

※ 中小企業の店舗で、1日当たりの売上高が一定額以下の場合は、売上高に関する書類の提出は不要です（詳細は申請書にてご確認ください）。この場合、当該施設の1日当たりの支援金額は、「売上高方式」の下限額（2.5万円）となります。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。

※ 売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設の支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。

※ 申請を行う全ての施設分必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上（複数事業を営んでいる場合のみ）が記載されたものをご提出ください。

※ 売上高減少額方式により算出される場合には、2021年5月の売上台帳等の帳簿の写しも必要です。

○【法人の場合】

① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「別表一」の写し。なお、收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付）

② 法人事業概況説明書（月別売上高）の写し

③ 履歴事項全部証明書の写し

○【個人事業者の場合】

① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「第一表」の写し。なお、收受印が押印されたものに限る。電子申告の場合は、電子申告の受信通知を別途添付。個人番号を塗りつぶしたもの）

② 青色申告決算書（月別売上高）の写し／白色申告収支内訳書の写し

※ 收受印がない、受付日時が印字されていない場合は「納税証明書（その2）所得金額用」もあわせてご提出ください。（個人事業者のみ）

- ※ 創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写し
- ※ 審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求められることがあります。

4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの（申請を行う全ての施設分）

- 飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写し
 - ※ 営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください（住民票の写しなど）

5 業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの（申請を行う全ての施設分）

- 施設の宣伝チラシ、ホームページ、SNS画面、外観（社名や施設名入り）及び内観の様子が分かる写真、飲食店情報サイト、雑誌の写し など
- 料理や飲み物を提供していることが分かるメニューの写し、写真 など

6 要請に応じていただいたことが分かるもの（申請を行う全ての施設分）

- 要請期間中に営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮（酒類の提供のある施設のみ）等の取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ、掲示物、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど

7 口座振替を希望する口座の通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名が分かるページの写し

- ※ 令和2年「北海道休業協力・感染リスク低減支援金」又は令和2年「北海道経営持続化臨時特別支援金」を受給された方は省略することができます（これらの支援金と同じ振込先とする場合）。
- ※ 省略する場合、上記支援金通知書の写しを提出してください。

8 本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

運転免許証、保険証等のいずれかの写し

- ※ 現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しもお願いします。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。書類の記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。